

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始予定 午前9時）

場所 | 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪
「鳳凰S」の間（2階）

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

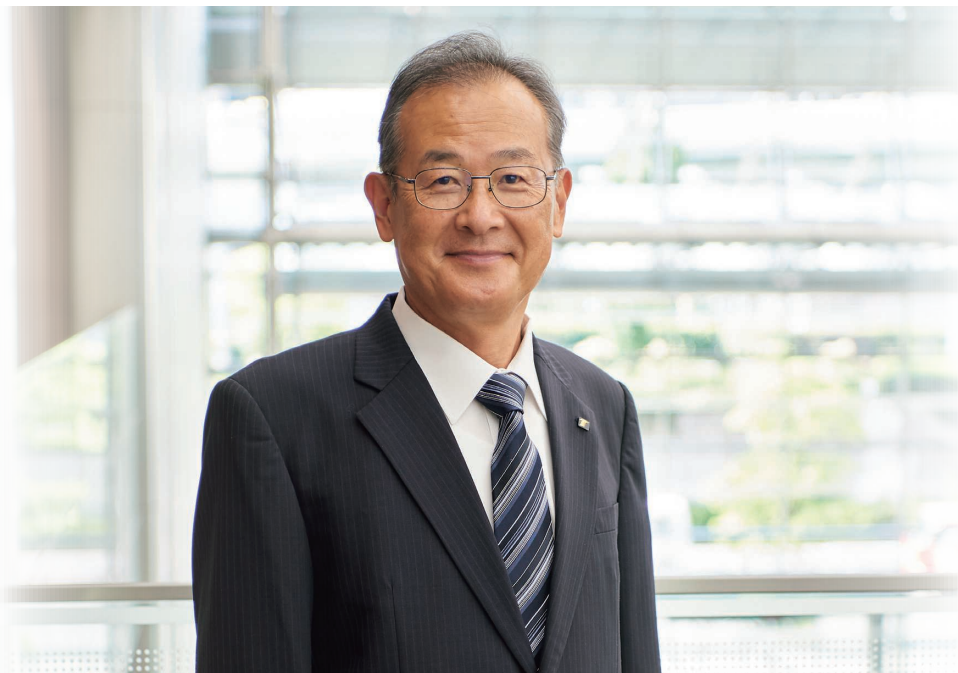
つばきグループの企業理念

「TSUBAKI SPIRIT」は、つばきグループ共通の企業理念・行動指針であり、先人から受け継いできた「つばきグループのDNA」や、つばきグループが世の中に提供できる価値を見つめ直し、私たちがこれからも大切にすべきこと、そして新たにに取り組むべきことを「社会的使命」「目指すべき姿」「行動原則」「創業の精神」として表現・体系化したものです。

モノづくり企業として、「モノづくり」にこだわり、その上で「モノづくり」の枠を超えたソリューションの提供を通じて、真にお客様や社会が求める価値を提供する — 「動かす」ことに進化をもたらし、社会の期待を超える価値を提供し、社会から必要とされ続ける企業となることを目指しています。



ごあいさつ



株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社の第117回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
株主の皆様には今後ともご支援とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長

木村 隆利

株主各位

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社 椿本チエイン

代表取締役社長 木村 隆 利

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tsubakimoto.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（椿本チエイン）または証券コード（6371）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



事前の議決権行使については、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2 場 所	大阪市中央区城見一丁目4番1号 ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間（2階）
3 目的事項	報告事項 (1) 第116期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第116期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権の行使についてのご案内

出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時予定)

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

インターネット等による議決権行使



5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に入力されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

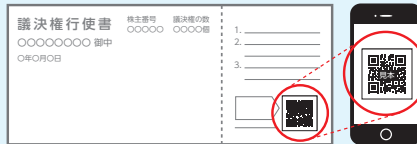
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

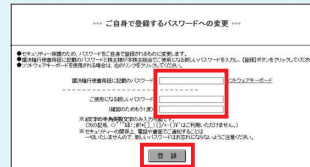
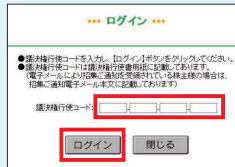
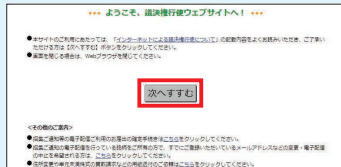
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 議決権行使コードを入力し、ログイン
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネット等による 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031** [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

業績ハイライト

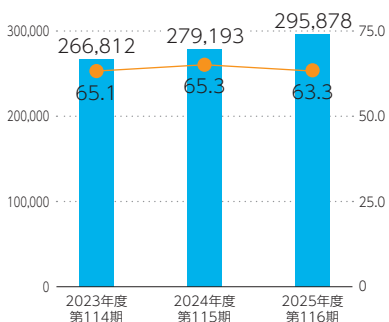
売上高 2,958億78百万円
海外売上高比率 63.3%

営業利益 215億78百万円
売上高営業利益率 7.3%

親会社株主に帰属する
当期純利益 297億8百万円
ROE(自己資本当期純利益率) 10.7%

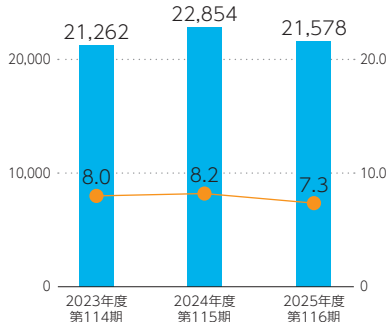
■ 売上高 ● 海外売上高比率

(単位:百万円) (単位:%)
400,000 100.0



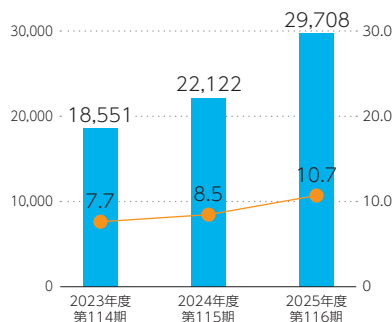
■ 営業利益 ● 売上高営業利益率

(単位:百万円) (単位:%)
30,000 30.0

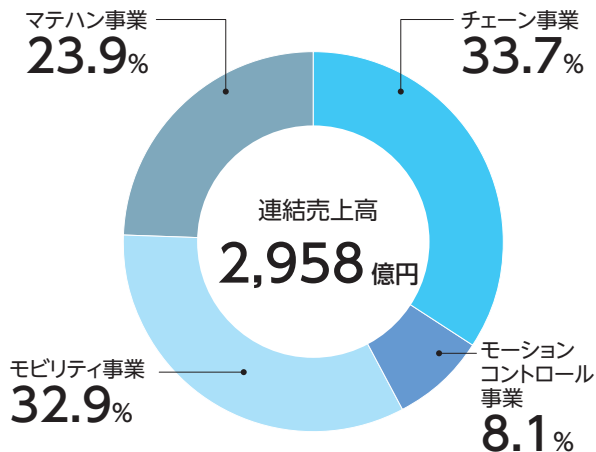


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 ● ROE

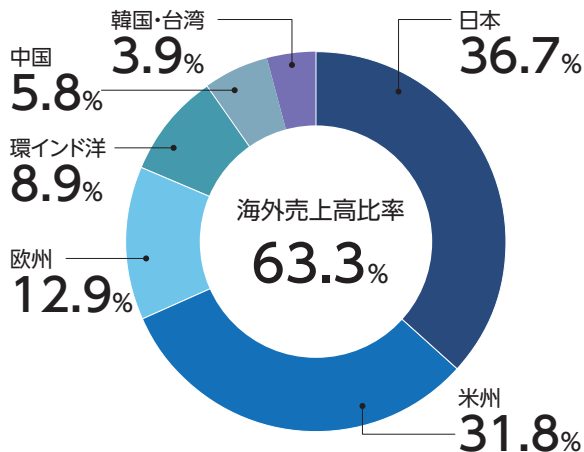
(単位:百万円) (単位:%)
40,000 40.0



セグメント別売上高構成比※



地域別売上高構成比※



※セグメント別売上高構成比、地域別売上高構成比は「外部顧客に対する売上高」を基準に算出しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。

利益の配分に当たっては、株主重視の経営を目指す観点から、連結業績を反映した配当を基本方針とし、資金の状況、財務の状況等を総合的に勘案しながら連結配当性向35%以上の利益配分を目指してまいります。

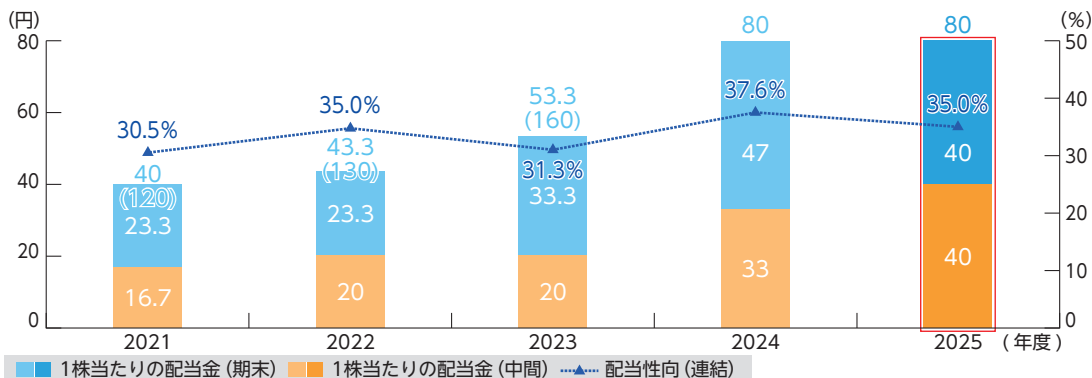
上記の方針に基づいて、当期の期末配当金につきましては、現金収入を伴わない負ののれん発生益等を除外して算出した連結配当性向が35.0%となる、1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株当たり40円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり80円となります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、将来の事業展開等に充当させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円
総額 4,161,531,200円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日



- (注) ・当社は2024年10月1日付で普通株式1株を3株に分割いたしました。
・本グラフの配当金は、2021年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算出しております。
・() は株式分割前の金額
・2025年度の連結配当性向は、現金収入を伴わない負ののれん発生益等を控除して算出しております。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		性別	現在の地位	2025年度の取締役会出席状況
1	こせ けんじ 古世 憲二	再任	● 男性	代表取締役会長 兼最高経営責任者 (CEO)	100% (14回中14回)
2	きむら たかとし 木村 隆利	再任	● 男性	代表取締役社長 兼最高執行責任者 (COO)	100% (14回中14回)
3	みやじ まさき 宮地 正樹	再任	● 男性	取締役	100% (14回中14回)
4	あんどう けいち 安藤 圭一	再任	● 男性	社外 独立 取締役	100% (14回中14回)
5	きたやま ひさえ 北山 久恵	再任	● 女性	社外 独立 取締役	100% (14回中14回)
6	たにしよ たかし 谷所 敬	再任	● 男性	社外 独立 取締役	100% (14回中14回)



再任

1 ^{こ せ} 古世 ^{けん じ} 憲二 1958年5月9日生

所有する当社の株式の数
48,459株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年4月 当社入社
- 2013年6月 当社執行役員
- 2015年6月 当社上席執行役員
- 2017年4月 当社チェーン製造事業部長兼京田辺工場長
- 2017年6月 当社取締役上席執行役員
- 2018年4月 当社チェーン事業統括
- 2018年6月 当社取締役常務執行役員
- 2019年6月 当社取締役
- 2021年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）
- 2022年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任）

取締役候補者とした理由

2021年6月から代表取締役を務めており、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。製造、技術、商品企画等、多様かつ豊富な経験を活かし、当社グループの事業拡大、企業価値向上に経営手腕を発揮しております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



再任

2

きむら たかとし
木村 隆利

1961年1月18日生

所有する当社の株式の数

32,029株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2006年10月 当社チェーン事業部営業統括海外部長
- 2009年 4月 当社チェーン・精機部門統括パワトラ営業部長
- 2012年 1月 椿本鏈条貿易（上海）有限公司（現 椿本鏈条（上海）有限公司） 董事長
- 2015年 6月 当社執行役員
- 2016年 6月 当社経営企画センター長兼大阪支社長
- 2018年 4月 当社マテハン事業統括マテハン事業部長兼同事業部営業統括兼大阪支社長
- 2018年 6月 当社上席執行役員
当社マテハン事業統括マテハン事業部長
- 2020年 4月 当社常務執行役員
当社マテハン事業統括
- 2021年 6月 当社取締役
- 2022年 6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）（現任）

取締役候補者とした理由

2022年6月から代表取締役を務めており、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。当社事業部門、本社部門および海外現地法人での多様かつ豊富な経験を活かし、当社グループの事業拡大、企業価値向上に経営手腕を発揮しております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



再任

3 みやじ まさき 宮地 正樹

1962年3月3日生

所有する当社の株式の数
20,207株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2008年4月 当社自動車部品事業部製造部長
- 2012年4月 当社自動車部品事業部グローバル製造統括
- 2016年6月 当社執行役員
当社グローバル自動車部品事業本部自動車部品事業部グローバル製造統括兼埼玉工場長
- 2018年6月 当社上席執行役員
当社自動車部品事業統括自動車部品事業部長兼埼玉工場長兼兵庫工場長
- 2020年4月 当社上席執行役員
当社自動車部品事業統括
- 2021年4月 当社上席執行役員
当社モビリティ事業統括
- 2022年6月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

モビリティ事業における製造・技術分野での多様かつ豊富な経験を活かし、グローバルな業容拡大に貢献してまいりました。取締役就任以降、トップマネジメントとして、当社グループの戦略策定および経営の監督を適切に行っております。当社グループ全体の経営に関する総合的な判断力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



再任

社外

独立

4

あんどう けいいち
安藤 圭一

1951年11月5日生

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2009年 4月 (株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員
- 2010年 4月 同行代表取締役兼副頭取執行役員 (2012年 3月退任)
- 2012年 4月 新関西国際空港(株)代表取締役社長
- 2012年 7月 同社代表取締役社長兼CEO (2016年 6月退任)
- 2016年 6月 銀泉(株)代表取締役社長 (2019年 6月退任)
塩野義製薬(株)社外取締役 (現任)
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)
- 2019年 6月 (株)ダイヘン社外取締役 (2025年 6月退任)

(重要な兼職の状況)

- ・塩野義製薬(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融機関等における経営者としての豊富な知識や経験を有しており、財務、コーポレート・ガバナンスといった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社外

独立

5 きたやま ひさえ
北山 久恵 1957年8月30日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年10月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
- 1986年 3月 公認会計士登録
- 1999年 5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）パートナー
- 2013年 7月 有限責任あずさ監査法人常務理事
- 2019年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長（2022年6月退任）
- 2019年 7月 有限責任あずさ監査法人専務役員（2020年6月退任）
日本公認会計士協会副会長（2022年7月退任）
- 2020年 6月 当社取締役（現任）
- 2020年 7月 北山公認会計士事務所開設 代表（現任）
- 2021年 3月 (株)荏原製作所社外取締役（監査委員）
- 2021年 4月 兵庫県立大学大学院特任教授（現任）
- 2022年 6月 (株)ダイセル社外監査役（現任）
- 2023年 3月 (株)荏原製作所社外取締役（監査委員長）（2025年3月退任）
- 2026年 3月 サッポロホールディングス(株)社外取締役（監査等委員長）（現任）

(重要な兼職の状況)

- ・北山公認会計士事務所 代表 公認会計士
- ・(株)ダイセル 社外監査役
- ・サッポロホールディングス(株)社外取締役（監査等委員長）
- ・兵庫県立大学大学院 特任教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として監査法人における豊富な経験から企業会計について高い専門性を有しており、財務・会計といった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社外

独立

6

谷所 敬

1949年2月26日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1973年4月 日立造船(株) (現 カナデビア(株)) 入社
- 2010年6月 同社取締役
- 2012年4月 同社常務取締役
- 2013年4月 同社代表取締役社長兼COO
- 2016年4月 同社代表取締役社長兼CEO
- 2017年4月 同社代表取締役会長兼社長
- 2020年4月 同社代表取締役会長兼CEO
- 2022年4月 同社代表取締役会長
- 2023年3月 住友ゴム工業(株)社外取締役 (現任)
- 2023年4月 日立造船(株) (現 カナデビア(株)) 取締役相談役
- 2023年6月 日立造船(株) (現 カナデビア(株)) 相談役 (2025年6月退任)
- 松本油脂製菓(株)社外取締役 (現任)
- 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

- ・住友ゴム工業(株) 社外取締役
- ・松本油脂製菓(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

カナデビア(株)における代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、製造・技術、経営戦略といった分野に対して的確なアドバイスをいただくなど経営を適切に監督いただいております。今後におきましても、当社の経営に対して、客観的かつ中立な立場から監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の指名に当たっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会での検討を経た後、取締役会にて最終決定しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることになる損害を填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 安藤圭一氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年であり、北山久恵氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年、谷所敬氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、安藤圭一氏、北山久恵氏および谷所敬氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、上記契約を継続する予定であります。
6. 北山久恵氏が2021年3月から2025年3月まで社外取締役として就任していた株式会社荏原製作所は、2025年2月20日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。同氏は、事前に当該事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言等を行ってきました。また、当該事案を認識した後は、早急な事案の究明、再発防止に向けた内部統制体制の強化・コンプライアンスの徹底について提言等を行いました。
7. 谷所敬氏が2010年6月から2023年6月まで取締役として就任していた日立造船株式会社（現 カナデピア株式会社）は、同社の子会社において、船用エンジンの燃費データの改ざんに関する不適切な行為があった旨を2024年7月に公表しております。また、同社は、同社及び同社グループにおいて船用エンジン事業以外の事業に関する不適切行為があった旨を、2025年2月、2025年3月および2025年4月に公表しております。同氏を含む同社経営陣は、特別調査委員会による調査に全面協力をし、再発防止策の策定を行いました。
8. 当社は、安藤圭一氏、北山久恵氏および谷所敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。その候補者は次のとおりであります。



はやし こうじ
林 晃史 1959年9月18日生

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1990年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現 兵庫県弁護士会）北山法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所
- 2009年5月 神戸京橋法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）副所長
- 2012年4月 兵庫県弁護士会会長（2013年3月退任）
- 2016年6月 (株)帝国電機製作所（現 (株)TEIKOKU）社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2017年1月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長（現任）
- 2022年4月 日本弁護士連合会副会長（2023年3月退任）

(重要な兼職の状況)

- ・弁護士法人神戸京橋法律事務所 代表社員所長 弁護士
- ・(株)TEIKOKU 社外取締役（監査等委員）

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年の弁護士としての経験から企業法務について高い専門性を有しており、当社の経営に対して、専門的見地から、また客観的かつ中立な立場から監査を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることになる損害を填補することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 林晃史氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 林晃史氏が社外取締役として在任している株式会社帝国電機製作所（現 株式会社TEIKOKU）の連結子会社において、同社製品の性能試験に係る不適切行為の事実が2021年6月に判明しました。同氏は当該事実の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、当該事実の判明後は、社内調査委員会の委員長として再発防止策の提言等を行いました。
5. 本議案において林晃史氏の選任が承認可決された後、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

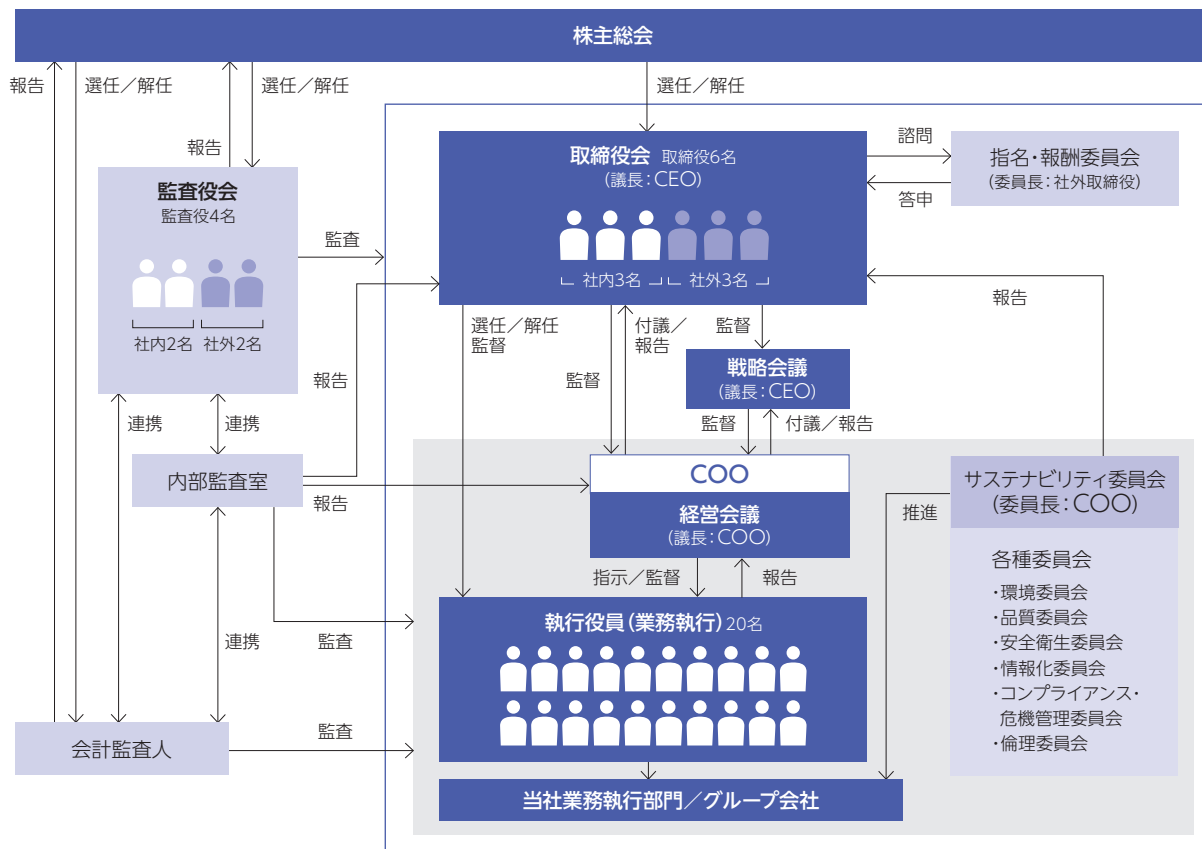
ご参考 取締役・監査役の構成（本株主総会において各候補者が選任された場合）

各役員のス��ル・マトリックス

氏名	地位および担当	企業経営	国際性	技術・開発・製造	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスク管理
古世 憲二	代表取締役会長 兼最高経営責任者 (CEO)	●		●	●			
木村 隆利	代表取締役社長 兼最高執行責任者 (COO)	●	●		●			
宮地 正樹	取締役	●	●	●				
安藤 圭一	取締役	●	●			●		
北山 久恵	取締役	●				●		●
谷所 敬	取締役	●		●	●			
田中 浩司	常勤監査役						●	●
川崎 加寸也	常勤監査役		●			●		
川崎 清隆	監査役		●				●	●
山本 崇晶	監査役		●				●	●

※上記一覧表は、各人の有するすべてのス��ルを表すものではなく、各人の有するス��ルのうち主なもの最大3つを表示しております。

■コーポレート・ガバナンス体制図 (2026年4月1日現在)



■コーポレート・ガバナンス概要 (2026年4月1日現在)

組織形態	監査役会設置会社
取締役の人数	6名 (うち社外取締役3名)
取締役の任期	1年
取締役会の議長	最高経営責任者 (CEO)
監査役の人数	4名 (うち社外監査役2名)

独立役員の人数	社外取締役3名、社外監査役2名
指名・報酬委員会の人数	社外取締役3名 ※CEOは議決権のないオブザーバーとして出席
取締役会の開催回数	14回 (2025年度)
監査役会の開催回数	17回 (2025年度)
指名・報酬委員会の開催回数	4回 (2025年度)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における世界経済は、米国の通商政策を巡る不透明感や中東情勢の緊迫化がみられるなか、各国の経済対策や企業の設備投資需要に支えられ、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

米国経済は、通商政策の影響や物価動向を背景に、個人消費は一部弱さがみられたものの、設備投資が底堅く推移したほか、雇用環境もおおむね良好な状況が続いた結果、全体としては堅調に推移しました。欧州および中国経済は、需要の弱さや構造的な調整圧力が続いたものの、政策支援や公的投資が下支えとなり、景気は後退局面入りを回避しています。

わが国経済については、設備投資やインバウンド需要の回復などにより持ち直しの動きがみられたものの、物価上昇の影響もあり個人消費の回復は緩やかなものにとどまり、全体としては緩やかな持ち直しが続きました。

このような状況のもと、当社グループの業績につきましては、チェーン事業が米国の関税政策の影響を一部受けつつも好調を維持したほか、モビリティ事業においてもハイブリッド車需要の拡大を背景に堅調に推移しました。また、2026年1月より大同工業株式会社を新たに連結子会社としたこともあり、当連結会計年度の受注高は3,006億6百万円（前期比9.9%増）、売上高は2,958億78百万円（同6.0%増）となりました。

損益につきましては、大阪・関西万博への出展費用および子会社取得に伴う関連費用といった一時的な費用の計上等により、営業利益は215億78百万円（同5.6%減）、経常利益は248億4百万円（同2.1%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、大同工業株式会社の連結子会社化に伴う負ののれん発生益の計上などにより、297億8百万円（同34.3%増）となりました。

当社グループは、「長期ビジョン2030」に掲げた「2030年のありたい姿」の実現に向け、2021年度より推進してきた「中期経営計画2025」の最終年度として、持続的な成長と企業価値向上を見据えた経営に取り組んできました。その結果、一定の成果が得られた一方で、事業の質的転換や収益力の強化、グローバルグループとしての経営基盤の在り方など、今後に向けてあらためて取り組むべき課題も明らかとなりました。

これらを踏まえ、次期中期経営計画においては、社会課題の解決と経済価値の創出を両立させるという基本的な考え方のもと、収益力を重視した事業構造への転換や、グローバルグループ全体での経営基盤の強化を進めることで、持続的な成長と企業価値向上を目指してまいります。また、資本コストを意識した経営の推進とともに、カーボンニュートラルの実現を含むサステナビリティ活動にも引き続き取り組んでまいります。

部門別の状況は、次のとおりであります。

チェーン事業部門

チェーン事業につきましては、日本、米州、欧州、環インド洋において販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、チェーン事業の受注高は1,015億98百万円（前期比9.5%増）、売上高は998億30百万円（同5.9%増）となりましたが、損益につきましては、中国およびドイツにおける経済環境の低迷等により、営業利益は153億53百万円（同1.5%減）となりました。

モーションコントロール事業部門

モーションコントロール事業につきましては、日本、米州、環インド洋、中国において販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、モーションコントロール事業の受注高は240億19百万円（前期比7.3%増）、売上高は239億83百万円（同4.5%増）、営業利益は9億96百万円（同29.4%増）となりました。

モビリティ事業部門

モビリティ事業につきましては、日本、米州、欧州、環インド洋の拠点において自動車エンジン用タイミングチェーンシステムなどの販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、モビリティ事業の受注高は976億68百万円（前期比7.5%増）、売上高は973億59百万円（同6.8%増）、営業利益は100億36百万円（同21.1%増）となりました。

マテハン事業部門

マテハン事業につきましては、米州における自動車業界向けシステムや金属切屑搬送・クレーン処理装置向けシステムの販売が減少しましたが、日本における建設機械業界向けや物流業界向けシステムの販売が増加したことなどにより、前期比で増収となりました。

以上により、マテハン事業の受注高は731億9百万円（前期比12.6%増）、売上高は706億29百万円（同3.7%増）、営業利益は9億63百万円（同22.8%減）となりました。

その他部門

その他の受注高は42億10百万円（前期比62.5%増）、売上高は40億76百万円（同50.5%増）、損益につきましては11億80百万円の営業損失（前期は8億33百万円の営業損失）となりました。

部門別 受注高および売上高

部門	項目	受注高	前期比	売上高	前期比
チェーン事業部門		101,598百万円	9.5%	99,830百万円	5.9%
モーションコントロール事業部門		24,019百万円	7.3%	23,983百万円	4.5%
モビリティ事業部門		97,668百万円	7.5%	97,359百万円	6.8%
マテハン事業部門		73,109百万円	12.6%	70,629百万円	3.7%
その他部門		4,210百万円	62.5%	4,076百万円	50.5%
合	計	300,606百万円	9.9%	295,878百万円	6.0%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は、減少を示しております。

(2) 対処すべき課題

(イ) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、米国の関税引き上げ、中国経済の回復遅延、また、中東における軍事衝突等により、世界経済は不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、「中期経営計画2030」において掲げた基本的な考え方を踏まえ、収益力を重視した事業構造への転換や、グローバルグループ全体での経営基盤の強化に取り組むとともに、既存事業の質的向上と持続的成長につながる新事業・商品開発を進めてまいります。

(ロ) 会社の対処すべき課題

当社グループは、「長期ビジョン2030」において、2030年のありたい姿を「高機能化と高度オートメーション化された技術領域により、社会課題の解決に貢献する企業グループを目指します。」と定めました。この長期ビジョンのもと、当社グループは「人にやさしい社会の実現」「安心・安全な生活基盤の構築」「地球にやさしい社会の創造」といった社会課題の解決へ貢献する新事業に取り組むとともに、既存事業の拡大を目指してまいります。

また、「中期経営計画2030」では、既存事業での収益力を強化するとともに、「長期ビジョン2030」の実現に向けた第2期5カ年計画（2026～2030年度）と位置付けて、以下の方策に取り組んでおります。

- ①「量から質」へ。収益力を高め「強固な事業基盤」を構築する
- ②「選択と集中」で新規ビジネスの事業化を加速し、持続的成長を実現する
- ③既存の枠組みを超え、「未来の主力事業」を創出する
- ④「技術 × マーケティング」強化で、新事業を牽引する
- ⑤グローバルグループ本社機能を強化し、ESG経営を深化させる

こうした中、2026年度においては「中期経営計画2030」に則り、既存事業ではグローバル市場における一層の競争優位性の確立、収益構造・組織力の強化、ならびに大同工業株式会社との統合シナジーの早期の最大化に取り組んでまいります。あわせて、新規ビジネスの早期事業化にも注力してまいります。

なお、事業部門別には、主として以下の課題に取り組んでまいります。

当社グループは、チェーン事業とモーションコントロール事業を統合して、パワートランスミッション事業とし、動力伝達・搬送商品のトータルソリューションビジネスへの転換を図る機構改革を行いました。2026年度は両事業の統合プロジェクトを進め、シナジー創出を図ることにより収益性を最大化するとともに、地域・商品群を軸とするマトリックス運営により“グローバルトップ/ニッチトップ”戦略を策定・推進し、新たな市場開拓に取り組んでまいります。

モビリティ事業では、タイミングチェーンシステムの拡販によるシェア拡大と、大同工業株式会社との統合シナジーを生かした国内外拠点の再編・集約によるグローバル生産最適化を進めてまいります。

マテハン事業では、既存ビジネスの選択と集中を図るとともに、エンジニアリング力を強化し、ソリューション志向で黒字体質の早期実現に取り組んでまいります。

新ビジネス事業では、アグリビジネス、ヒューマンアシストビジネス、エネルギーマネジメントビジネス、eCARGOビジネス、エンジンドローンビジネス等を軸に収益化と事業成長の加速に注力してまいります。

その他の課題として、事業の継続と社会的責任を果たすため、当社グループは事業活動を通じてESGへの対応を推進してまいります。環境・社会課題関連では、環境省が創設した「エコ・ファースト制度」において、2023年「エコ・ファースト企業」の認定を受け、2026年3月にはグループ会社7社が「健康経営優良法人」に認定されました。今後も従業員がイキイキと活躍し、自主性と創造性を発揮できる企業（全員快勤）を目指し、個人の健康、組織の健康の2方向から従業員家族も含めた健康経営を推進してまいります。ガバナンス関連では、引き続き現行のコーポレート・ガバナンス体制において実効性評価に基づく取締役会の活性化策を実施するとともに、リスクマネジメント活動をグローバルに展開してまいります。

当社グループは、「モノづくり企業」としての事業基盤を強化すると同時に、モノづくりの枠を超えたソリューション提供を通じた社会貢献、企業価値向上を目指してまいりますので、株主の皆様には、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、総額180億85百万円の設備投資を行いました。

内訳といたしましては、生産設備の増強、合理化、更新を中心にチェーン事業部門75億82百万円、モーションコントロール事業部門17億5百万円、モビリティ事業部門50億63百万円、マテハン事業部門24億92百万円、その他部門12億41百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、当社グループの資金の一元管理を実施するとともに、今後の資金需要に対して機動的かつ効率的な資金確保を行うことを目的として、金融機関とのコミットメントライン契約による50億円の借入枠を確保しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2022年度 第113期	2023年度 第114期	2024年度 第115期	2025年度 第116期
受注高 (百万円)	257,727	262,892	273,523	300,606
売上高 (百万円)	251,574	266,812	279,193	295,878
経常利益 (百万円)	20,958	23,450	25,332	24,804
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,742	18,551	22,122	29,708
1株当たり当期純利益 (円)	371.12	170.55	212.65	295.80
総資産 (百万円)	345,878	391,298	371,510	459,784
純資産 (百万円)	226,582	260,559	262,162	303,815
1株当たり純資産 (円)	6,059.46	2,402.41	2,533.14	2,848.72

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。第114期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大同工業株式会社	3,536百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
株式会社椿本バルクシステム	150百万円	100.0%	輸送機装置の製造販売
椿本メイフラン株式会社	90百万円	※100.0%	輸送機装置の製造販売
株式会社椿本マシナリー	139百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	33,500千米ドル	100.0%	米国における事業支援
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	17,422千ユーロ	100.0%	動力伝動装置の販売
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	6,295千加ドル	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	2,600千ユーロ	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の製造販売
椿本鏈条（上海）有限公司	1,500千米ドル	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	267,000千バーツ	100.0%	動力伝動装置の製造販売
椿本汽車発動機（上海）有限公司	20,692千人民元	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	29,500百万ウォン	100.0%	動力伝動装置の製造販売
Mayfran International, Incorporated	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売
Conergics International LLC	1千米ドル	100.0%	輸送機装置の製造販売の欧州等における事業支援
Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd.	960百万円	100.0%	動力伝動装置および輸送機装置の販売
TSUBAKI AUSTRALIA PTY. LIMITED	300千豪ドル	100.0%	動力伝動装置の販売
Tsubakimoto Automotive Mexico S.A. de C.V.	173,000千墨ペソ	100.0%	動力伝動装置の製造販売

(注) 1. ※印は、間接所有を含む比率であります。

2. 当連結会計年度より、大同工業株式会社、TSUBAKI AUSTRALIA PTY. LIMITEDおよびTsubakimoto Automotive Mexico S.A. de C.V.を新たに重要な子会社に加え、ツバキ山久チエイン株式会社を当該区分の対象外としております。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、2026年1月1日付で、簡易株式交換により、大同工業株式会社の発行済株式の全てを取得し、子会社としました。

(8) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、各種産業用チェーン、動力伝動装置および搬送装置等の製造、販売を営んでおります。その主要製品を部門別に大別しますと、次のとおりであります。

部門	主要製品
チェーン事業部門	ドライブチェーン、小形コンベヤチェーン、大形コンベヤチェーン、プラスチックモジュラーチェーン、トップチェーン、プラブロックチェーン、スプロケット、タイミングベルト、タイミングプーリ、ケーブル・ホース支持案内装置 他
モーションコントロール事業部門	減速機、直線作動機、軸継手、締結具、クラッチ、電気式制御機器、機械式過負荷保護機器、ユニット（ジップチェーンリフタ等） 他
モビリティ事業部門	エンジン用タイミングチェーンシステム（カム駆動、補機駆動等）、二輪車用部品（ドライブチェーン、リム、スポーク、ホイール）、トランスファーケース用チェーン、EV/HV用チェーン、車載用クラッチ・e-Bike用クラッチ 他
マテハン事業部門	物流業界向けシステム、ライフサイエンス分野向けシステム、新聞印刷工場向けシステム、自動車業界向けシステム、その他搬送・仕分け・保管システム、粉粒体搬送コンベヤ、金属切屑・スクラップ搬送装置、クーラント処理装置、食品業界向けシステム、メンテナンス 他
その他部門	製造業DXソリューションFabriKonet、V2X対応充放電装置、植物工場産農産物、植物工場事業コンサルティング、植物工場向け自動化装置、階段昇降装置、ビルメンテナンス、保険代理業 他

(9) 主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
大阪支社	大阪市北区
名古屋支社	名古屋市中村区
京田辺工場	京都府京田辺市
埼玉工場	埼玉県飯能市
長岡京工場	京都府長岡京市
兵庫工場	兵庫県加西市
岡山工場	岡山県津山市
福井美浜工場	福井県三方郡美浜町

(注) アグリビジネス分野における生産および研究・開発の中核拠点として福井美浜工場を設立し、2025年8月から稼働しております。

② 重要な子会社

名称	所在地
大同工業株式会社	石川県加賀市
株式会社椿本バルクシステム	大阪府豊中市
椿本メイフラン株式会社	滋賀県甲賀市
株式会社椿本マシナリー	大阪市西区
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.	アメリカ合衆国 イリノイ州
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.	オランダ ドルドレヒト市
TSUBAKI OF CANADA LIMITED	カナダ オンタリオ州
Tsubaki Kabelschlepp GmbH	ドイツ ノルトライン・ヴェストファーレン州
椿本鏈条（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD.	タイ チョンブリ県
椿本汽車発動機（上海）有限公司	中華人民共和国 上海市
Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd.	大韓民国 チャンウォン市
Mayfran International, Incorporated	アメリカ合衆国 オハイオ州
Conergics International LLC	アメリカ合衆国 オハイオ州
Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
TSUBAKI AUSTRALIA PTY. LIMITED	オーストラリア ニューサウスウェールズ州
Tsubakimoto Automotive Mexico S.A. de C.V.	メキシコ合衆国 グアナファト州

(10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
チェーン事業部門	3,430名	547名増
モーションコントロール事業部門	989名	10名増
モビリティ事業部門	4,636名	2,180名増
マテハン事業部門	2,185名	346名増
その他部門	525名	347名増
全社 (共通)	463名	30名増
合計	12,228名	3,460名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（常勤嘱託、シニア、パートタイマー、アルバイト、契約社員計1,538名を含む）であります。
 2. 上記従業員の状況には、執行役員は含んでおりません。
 3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

(11) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北國銀行	7,362百万円
株式会社三井住友銀行	4,788百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,039百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含んでおります。
 3. 上記の他、株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケートローンが5,000百万円ありますが、各借入先の借入額には含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 179,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 106,213,279株（自己株式2,174,999株を含む）
- (3) 株主数 20,590名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,166千株	9.77%
太陽生命保険株式会社	9,130千株	8.78%
樺本チエイン持株共栄会	5,021千株	4.83%
日本生命保険相互会社	4,316千株	4.15%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,726千株	3.58%
樺本興業株式会社	3,476千株	3.34%
株式会社三井住友銀行	2,184千株	2.10%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,163千株	2.08%
CEPLUX – THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	2,118千株	2.04%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,725千株	1.66%

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式2,174,999株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式2,174,999株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式18,366株を処分し、取締役（社外取締役を除く）3名に対して譲渡制限付株式として割り当てております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 2025年5月14日の当社取締役会決議により取得した自己株式

株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	5,135,100株
取得価額の総額	9,999,895,393円
取得期間	2025年6月2日 ~ 2025年11月20日
取得方法	東京証券取引所における市場買付 (東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の 利用を含む)

② 2026年5月13日の当社取締役会決議により取得する予定の自己株式

株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	5,000,000 株 (上限)
取得価額の総額	10,000,000,000円 (上限)
取得期間	2026年6月1日 ~ 2027年3月31日
取得方法	東京証券取引所における市場買付 (東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の 利用を含む)

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
古 世 憲 二	代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）	
木 村 隆 利	代表取締役社長 兼 最高執行責任者（COO）	
宮 地 正 樹	取締役	
安 藤 圭 一	取締役	塩野義製薬株式会社 社外取締役
北 山 久 恵	取締役	北山公認会計士事務所 代表 公認会計士 株式会社ダイセル 社外監査役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員長） 兵庫県立大学大学院 特任教授
谷 所 敬	取締役	住友ゴム工業株式会社 社外取締役 松本油脂製薬株式会社 社外取締役
田 中 浩 司	常勤監査役	ツバキ山久チエイン株式会社 監査役 椿本メイフラン株式会社 監査役 株式会社椿本マシナリー 監査役
川 崎 加寸也	常勤監査役	Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. 監事
川 崎 清 隆	監査役	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ダイヘン 社外取締役
山 本 崇 晶	監査役	弁護士法人色川法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役のうち安藤圭一氏、北山久恵氏および谷所敬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち川崎清隆氏および山本崇晶氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川崎加寸也氏は、長年当社の財務業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の異動
就 任 2025年6月27日開催の第116回定時株主総会において、山本崇晶氏が監査役に新たに選任され、就任しました。
退 任 2025年6月27日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、内藤秀文氏は監査役を退任しました。
5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の異動
(2025年6月23日付)
取締役谷所敬氏は、カナデビア株式会社の相談役を退任しました。
(2025年6月26日付)
取締役安藤圭一氏は、株式会社ダイヘンの社外取締役を退任しました。
監査役川崎清隆氏は、株式会社ダイヘンの社外取締役に就任しました。
(2026年3月27日付)
取締役北山久恵氏は、サッポロホールディングス株式会社の社外取締役に就任しました。
6. 当社は、取締役安藤圭一氏、北山久恵氏および谷所敬氏ならびに監査役川崎清隆氏および山本崇晶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

7. 執行役員は下記のとおりです。(2026年4月1日現在)

氏名	地位および担当
岡本雅文	常務執行役員 マテハン事業統括
Kevin Richard Powers	常務執行役員 米州パワトラ・マテハンビジネス担当 兼 U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.社長
揚田利浩	常務執行役員 欧州経営統合担当
浜和伸光	常務執行役員 本社部門本部 安全・品質・環境担当 兼 同本部 安全・品質保証部長 兼 埼玉工場長
川上修	常務執行役員 本社部門本部長
明坂泰宏	常務執行役員 D I D経営統合担当
前田隆雄	常務執行役員 パワートランスミッション事業部長 兼 同事業部グローバルビジネス統括 兼 京田辺工場長
中久保克也	常務執行役員 モビリティ事業部長 兼 名古屋支社長
丹山太	上席執行役員 新ビジネス事業部長 兼 福井美浜工場長
熊倉淳	上席執行役員 本社部門本部 知財戦略部長
藤村昌由	上席執行役員 パワートランスミッション事業部 東アジア営業統括 兼 大阪支社長
吉村信彦	上席執行役員 マテハン事業統括 システムソリューション事業部長
新家啓史	上席執行役員 大同工業株式会社 代表取締役社長
佐伯充史	執行役員 新ビジネス事業部 eCARGOビジネス担当
上田修	執行役員 U.S.Tsubaki Material Handling, LLC 社長
荒木和彦	執行役員 パワートランスミッション事業部 副事業部長 兼 長岡京工場長 兼 岡山工場長
北川康明	執行役員 パワートランスミッション事業部 東アジア営業統括 国内営業統括 兼 東京支社長
内丸潤一	執行役員 モビリティ事業部 事業推進統括 兼 兵庫工場長
西田努	執行役員 本社部門本部 経理部長
宮野博之	執行役員 イノベーションセンター長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる者であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・取締役の報酬の決定方針について

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針については、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、同委員会で審議・答申を行ったうえ、取締役会において決定しております。

・取締役の報酬の決定方針の概要

当社の取締役の報酬は、長期的・持続的な企業価値の向上を実現させるためのインセンティブとして十分に機能するよう、業績および株主利益との連動を意識した報酬体系をとっております。具体的には、社内取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成され、役位が上がるほど非金銭報酬の割合が大きくなるように設定しております。ただし、社外取締役の報酬は、客観的かつ中立な立場で経営監督を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成するものとしております。

・監査役の報酬について

監査役の報酬は、監査役が客観的かつ中立な立場で経営監督を行う役割を担うことから、金銭報酬である固定報酬のみで構成し、個人別の金銭報酬額については監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において月額500万円以内（うち、社外取締役月額300万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第111回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬の額を年額600万円以内、株式数の上限を年2万株以内（2024年10月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株への株式分割により、年6万株以内となってお

ります。また社外取締役は付与対象外)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第99回定時株主総会において月額8百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

金銭報酬の個人別の額については、指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定された方針に沿って、一定の数式に従い算出し、取締役会の委任を受けた代表取締役会長 兼 最高経営責任者(CEO)古世憲二および代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO)木村隆利が決定しております。

当該権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し総合的に決定できると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、毎年当該プロセスの妥当性について取締役会で確認の上、委任していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	232 (31)	144 (31)	55	32	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	66 (15)	66 (15)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記報酬等の額には2025年6月27日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した監査役1名分が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容および選定理由

取締役（社外取締役を除く）の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主目線での経営を推進するため、連結営業利益額、連結自己資本利益率（ROE）、株式時価総額の対前年増減、およびESG目標に対する総合評価を業績連動報酬の指標として採用しております。

・業績連動報酬等の額または数の算定方法

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬においては、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、業績指標の各項目を個別に評価することにより決定しております。

・業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績

連結営業利益額	22,854百万円	連結自己資本利益率(ROE)	8.5%	株式時価総額の対前年増減	2.7%
---------	-----------	----------------	------	--------------	------

(注) 記載金額および比率は、第115期末の数値を記載しております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役（社外取締役を除く）が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該譲渡制限付株式報酬の概要は以下のとおりであります。

・譲渡制限期間

割当日より3年から30年の間で当社取締役会が予め定める期間

・譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

・当社による無償取得

譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、割当株式を当社が無償取得することができる。

・株式の交付時期

毎年1回、定時株主総会終了後の最初に開催する取締役会の決議を経て、翌月支給する。

なお、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係（2026年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	安藤圭一	塩野義製薬株式会社 社外取締役
取締役	北山久恵	北山公認会計士事務所 代表 公認会計士 株式会社ダイセル 社外監査役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員長） 兵庫県立大学大学院 特任教授
取締役	谷所敬	住友ゴム工業株式会社 社外取締役 松本油脂製菓株式会社 社外取締役
監査役	川崎清隆	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ダイヘン 社外取締役
監査役	山本崇晶	弁護士法人色川法律事務所 パートナー弁護士

(注) 重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安藤圭一	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取締役	北山久恵	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
取締役	谷所敬	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申することなどにより、独立した客観的立場から経営の監督に努めております。
監査役	川崎清隆	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。
監査役	山本崇晶	2025年6月27日就任後に開催された取締役会11回のすべてに出席し、また、監査役会11回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見について発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	81百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

なお、当社の重要な子会社のうち、大同工業株式会社、U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC. (アメリカ合衆国)、TSUBAKIMOTO EUROPE B.V. (オランダ)、TSUBAKI OF CANADA LIMITED (カナダ)、Tsubaki Kabelschlepp GmbH (ドイツ)、椿本鏈条 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、TSUBAKIMOTO AUTOMOTIVE (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、椿本汽車発動機 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、Tsubakimoto Automotive Korea Co., Ltd. (大韓民国)、Mayfran International, Incorporated (アメリカ合衆国)、Tsubakimoto Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)、TSUBAKI AUSTRALIA PTY.LIMITED (オーストラリア)、Tsubakimoto Automotive Mexico S.A. de C.V. (メキシコ) は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任することができるものとする。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生などにより適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任議案を株主総会に提案することができるものとする。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	246,920	流動負債	83,512
現金及び預金	81,448	支払手形及び買掛金	26,143
受取手形、売掛金及び契約資産	61,147	電子記録債務	2,755
電子記録債権	18,749	短期借入金	10,149
有価証券	1,475	1年内償還予定の社債	1,100
商品及び製品	31,525	1年内返済予定の長期借入金	3,504
仕掛品	24,534	リース債務	1,125
原材料及び貯蔵品	20,665	未払法人税等	3,464
その他	8,603	未払消費税等	316
貸倒引当金	△1,230	賞与引当金	7,042
		役員賞与引当金	15
		工事損失引当金	72
		株主優待引当金	160
		営業外電子記録債務	1,891
		その他	25,769
固定資産	212,864	固定負債	72,456
有形固定資産	138,092	社債	14,600
建物及び構築物	41,714	長期借入金	19,507
機械装置及び運搬具	38,262	リース債務	2,604
工具、器具及び備品	5,544	繰延税金負債	14,469
土地	44,390	再評価に係る繰延税金負債	5,148
建設仮勘定	8,181	役員退職慰労引当金	149
		退職給付に係る負債	14,089
		資産除去債務	612
		その他	1,276
無形固定資産	5,618	負債合計	155,969
のれん	1,554	純資産の部	
その他	4,064	株主資本	241,766
投資その他の資産	69,152	資本金	17,076
投資有価証券	56,970	資本剰余金	15,428
長期貸付金	350	利益剰余金	213,244
繰延税金資産	5,264	自己株式	△3,982
退職給付に係る資産	520	その他の包括利益累計額	54,590
その他	6,497	その他有価証券評価差額金	20,667
貸倒引当金	△449	繰延ヘッジ損益	△16
資産合計	459,784	土地再評価差額金	△10,744
		為替換算調整勘定	42,527
		退職給付に係る調整累計額	2,155
		非支配株主持分	7,458
		純資産合計	303,815
		負債及び純資産合計	459,784

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		295,878
売上原価		208,593
売上総利益		87,285
販売費及び一般管理費		65,706
営業利益		21,578
営業外収益		
受取利息	1,594	
受取配当金	1,339	
為替差益	815	
その他の営業外収益	1,134	4,883
営業外費用		
支払利息	379	
固定資産除売却損	310	
持分法による投資損失	61	
その他の営業外費用	906	1,657
経常利益		24,804
特別利益		
段階取得に係る差益	117	
投資有価証券売却益	5,028	
固定資産売却益	671	
負ののれん発生益	11,643	
補助金収入	889	18,350
特別損失		
減損損失	4,641	
事業再編損	1,196	
固定資産圧縮損	402	
関係会社株式評価損	371	6,612
税金等調整前当期純利益		36,543
法人税、住民税及び事業税	7,619	
法人税等調整額	△908	6,710
当期純利益		29,832
非支配株主に帰属する当期純利益		123
親会社株主に帰属する当期純利益		29,708

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	73,289	流動負債	40,752
現金及び預金	11,204	支払手形	14
受取手形	3	電子記録債務	3,176
電子記録債権	15,569	買掛金	9,248
売掛金	18,377	短期借入金	17,938
契約資産	5,838	リース債務	78
商品及び製品	4,447	未払金	4,851
仕掛品	7,225	未払法人税等	1,962
原材料及び貯蔵品	3,951	未払費用	531
前渡金	36	前受金	346
前払費用	524	預り金	162
関係会社短期貸付金	2,950	前受収益	10
その他	3,206	賞与引当金	2,194
貸倒引当金	△45	工事損失引当金	51
		株主優待引当金	160
固定資産	177,253	その他	25
有形固定資産	68,219	固定負債	44,935
建物	15,830	社債	10,000
構築物	1,053	長期借入金	10,600
機械及び装置	13,850	リース債務	153
車両運搬具	117	資産除去債務	274
工具、器具及び備品	2,106	繰延税金負債	7,858
土地	31,494	再評価に係る繰延税金負債	5,148
建設仮勘定	3,767	退職給付引当金	10,901
無形固定資産	734	負債合計	85,687
ソフトウェア	676	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	7	株主資本	154,609
その他	51	資本金	17,076
投資その他の資産	108,299	資本剰余金	15,880
投資有価証券	36,774	資本準備金	12,671
関係会社株式	59,280	その他資本剰余金	3,209
関係会社出資金	10,719	利益剰余金	125,618
従業員長期貸付金	6	利益準備金	3,376
長期前払費用	367	その他利益剰余金	122,241
その他	1,184	固定資産圧縮積立金	8,381
貸倒引当金	△34	特定株式取得積立金	103
資産合計	250,542	別途積立金	81,905
		繰越利益剰余金	31,851
		自己株式	△3,966
		評価・換算差額等	10,245
		その他有価証券評価差額金	21,006
		繰延ヘッジ損益	△17
		土地再評価差額金	△10,744
		純資産合計	164,854
		負債及び純資産合計	250,542

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		117,904
売上原価		92,447
売上総利益		25,457
販売費及び一般管理費		23,813
営業利益		1,643
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	14,235	
受取手数料	2,174	
受取賃貸料	105	
その他の営業外収益	1,575	18,214
営業外費用		
支払利息	230	
社債利息	62	
支払手数料	157	
固定資産除売却損	156	
賃貸収入原価	210	
その他の営業外費用	241	1,059
經常利益		18,798
特別利益		
投資有価証券売却益	5,028	
補助金収入	889	5,917
特別損失		
固定資産圧縮損	402	
関係会社株式評価損	371	774
税引前当期純利益		23,941
法人税、住民税及び事業税	3,254	
法人税等調整額	△281	2,973
当期純利益		20,968

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社椿本チエイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社椿本チエイン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社椿本チエインの2025年4月1日から2026年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに経営者の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式を含む）、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、グループ会社に係わる重要な会議に出席し（オンライン形式を含む）、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を求め、または業務および財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社椿本チエイン 監査役会

常勤監査役	田中浩司	㊟
常勤監査役	川崎加寸也	㊟
監査役	川崎清隆	㊟
監査役	山本崇晶	㊟

(注) 監査役川崎清隆および監査役山本崇晶は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

大阪府中央区城見一丁目4番1号

ホテルニューオータニ大阪「鳳凰S」の間(2階)

電話(06)6941-1111(代表)



交通のご案内

- JR大阪環状線「大阪城公園駅」より徒歩約5分
- 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」①番出口より徒歩約3分
- JR大阪環状線・東西線・学研都市線「京橋駅」西口、
京阪電鉄京阪本線「京橋駅」片町口より
大阪ビジネスパーク(OBP)連絡通路(大阪城京橋プロムナード)経由徒歩約15分

◎当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑等が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

お問い合わせ先

株式会社椿本チエイン 法務部
電話06-7636-9533



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。